

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「上京区役所ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	上京区役所ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyo/
	ホームページの内容	上京区における暮らしに関わる情報、区基本計画、市民しんぶん区版等を紹介しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約 6, 3 0 0 件 (令和 7 年中の月平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページの下部 (個別の位置については指定できません。)
	広告データ	- 縦 6 0 ピクセル×横 1 4 0 ピクセル - ファイル形式は G I F (アニメ不可、透過型不可) 又は J P E G - データ容量は、1 バナーにつき 2 0 キロバイト以内
	枠数	1 2 枠
	その他の仕様	- バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 - ALT 属性は自由に設定することができます。 - 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 - 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 - 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 - 広告枠に、次の文章を掲載します。 「(注意) 本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると、別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲 載 条 件	広告料金 (税込み)	予定価格を年額 1 8 0, 0 0 0 円 (税込み) とし、見積り合せにより決定します。 契約締結後、京都市から広告料の支払いの請求を受けた日から 3 0 日以内に広告料を一括納付してください。(分割不可)
	広告掲載期間	年間契約 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 5 開庁日前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿していただきます。

掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込 手 続 等	申込資格	契約の相手方は、広告枠を一括で取り扱うことができる広告代理店とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。
	申込方法	「(第 3 号様式) 広告掲載申込書 (上京区)」に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 金額提示は、広告掲載申込書の備考欄に見積額(税込)を記入するか、別途見積書(税込。様式自由)を添付してください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和 8 年 2 月 1 3 日 (金) から令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) まで。 書類の受付は、本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) 行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、見積り合せにより、予定価格以上の価格で最高見積価格を提示した者を契約の相手方とします。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。(内容により、修正等をお願いする場合があります。) また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。(新しいデータを御用意ください。) ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 掲載中の広告の取下げ(契約の解除)は、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載することはできません。 ・ 広告内容等が、広告掲載基準等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。 ・ 区ホームページは令和 8 年 3 月中に改修予定で、令和 8 年 4 月以降は、現行のものと外観等が異なるものになります。

	お申込み・お問い合わせ先	京都市上京区役所地域力推進室（担当：金市、寛） 〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 電話：075-441-5029 FAX：075-432-0566 Eメール：kamigyo@city.kyoto.lg.jp
--	--------------	---